

## ■ユニフォーム要項

### 第1条〔趣 旨〕

本要項は、「B3リーグ規約」第37条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

### 第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンダリーシャツ、アンダーガーメント、ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類、マウスピースおよびソックス等選手が身につけるものをいう。

### 第3条〔ユニフォームの事前承認〕

B3クラブは、使用するユニフォームに関し、B3リーグの承認を得なければならない。

### 第4条〔使用義務〕

B3クラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に準じたユニフォームを使用させなければならない。

### 第5条〔ユニフォーム色〕

- (1) B3クラブは濃色および淡色のユニフォームをそれぞれ用意することとする
- (2) 原則としてホームクラブが濃色のユニフォームを着用することとし、アウェークラブはユニフォーム使用計画に定めるユニフォームを着用することとする。

### 第6条〔クラブロゴ〕

B3クラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツには次の各項のとおりクラブロゴをつけなければならない。

- ① シャツは前面胸上部とし、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツについては前面左胸部につけるものとする。
- ② 面積はロゴ1つに対して50 cm<sup>2</sup>以上とする。
- ③ 2つ以上のクラブロゴをつける場合は、協会のユニフォーム規則に準拠することとし、サイズや数量は規定しない。

### 第7条〔選手番号〕

選手番号は事前にB3リーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする。

### 第8条〔指定ロゴ等〕

- (1) B3クラブは、シャツの左胸部に、B3リーグが大会に応じて指定する「B3リーグロゴ」を1点付けなければならない。
- (2) B3クラブは、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツ等に「B3リーグロゴ」をつけることができる。

### 第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) B3クラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

- ① シャツ：胸に1か所表示し、サイズは20 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ② パンツ：1か所表示し、サイズは20 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ③ ウォームアップスーツ上着：胸に1か所表示し、サイズは20 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ④ ウォームアップスーツパンツに1か所表示し、サイズは20 cm<sup>2</sup>とする
  - ⑤ セカンダリーシャツ：胸に1か所表示し、サイズは20 cm<sup>2</sup>以下とする
- (2) B2クラブについてはメーカーの名称またはロゴの表示義務はないが、表示する場合は前項に従うものとする。B3クラブは、B2クラブに準じるものとする。

#### 第10条〔広告の表示〕

- (1) B1クラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」(別紙)によりBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
- ① シャツ前面右胸部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは50 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ② シャツ前面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは300 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ③ シャツ背面上部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ④ シャツ背面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200 cm<sup>2</sup>以下とする
  - ⑤ パンツ前面大腿部上部右側：1か所表示でき、サイズは125 cm<sup>2</sup>以下の中に、複数社表示可とする。
  - ⑥ パンツ前面大腿部下部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250 cm<sup>2</sup>以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
  - ⑦ パンツ背面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250 cm<sup>2</sup>以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
  - ⑧ ウォームアップスーツ上着腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200 cm<sup>2</sup>以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400 cm<sup>2</sup>以下、または4か所各1社表示とし、サイズを各100 cm<sup>2</sup>以下とすることができる。
  - ⑨ ウォームアップスーツ上着袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50 cm<sup>2</sup>以下とする。
  - ⑩ ウォームアップスーツ上着背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200 cm<sup>2</sup>以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800 cm<sup>2</sup>以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400 cm<sup>2</sup>以下とすることができる。
  - ⑪ ウォームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80 cm<sup>2</sup>以下とする。
  - ⑫ ウォームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80 cm<sup>2</sup>以下とする。
  - ⑬ セカンダリーシャツ腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200 cm<sup>2</sup>以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400 cm<sup>2</sup>以下とすることができる。
  - ⑭ セカンダリーシャツ袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50 cm<sup>2</sup>以下とする。
  - ⑮ セカンダリーシャツ背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200 cm<sup>2</sup>以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800 cm<sup>2</sup>以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400 cm<sup>2</sup>以下とすることができる。
- (3) ユニフォームに協会またはBリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。
- (4) 本条第2項第8号から第15号の各規定は、B2クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする。B3クラブは、B2クラブに準じるものとする。

#### 第11条〔選手名の表示〕

- (1) シャツには、選手名を苗字で表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。

- ① 場所：シャツ背中 of 選手番号上部または下部とする
- ② 文字の種類：アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に代表者会議に申請し、承認を得なければならない。

#### 第12条〔その他表示できるもの〕

- (1) シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる。
- (2) クラブロゴまたはクラブ名を、選手番号の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。

#### 第13条〔記念ユニフォーム等〕

B3クラブは、「記念ユニフォーム等の使用計画」によりB3リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームは、本要項に従ったものに限る。

#### 第14条〔アンダーガーマント〕

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーマント（パワー・サポーター、パワー・スリーブ、およびパワー・タイツ等）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーガーマント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ② 下半身用のアンダーガーマント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ④ 前各号のアンダーガーマントにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、ウェア1着に対して1社に限り、サイズは20cm<sup>2</sup>以下とする。

#### 第15条〔ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類〕

- (1) バンド類を着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) バンド類にスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、バンド類1個に対して1社に限り、サイズは20cm<sup>2</sup>以下とする。

#### 第16条〔マウスピース〕

- (1) マウスピースを着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) マウスピースにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、1個に対して1社に限り、サイズは5cm<sup>2</sup>以下とする。

#### 第17条〔ソックス〕

- (1) ソックスの色や形態については、協会のユニフォーム規則を準用する。ただし、シューズから見えない状態であっても、これを許容する。

(2) ソックスにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、半足1個に対してサイズは30 cm<sup>2</sup>以下とする。

第18条〔協会の規則の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規則を準用する。

第19条〔改正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制定〕

平成28年9月8日

〔改定〕

平成29年9月7日

平成30年9月20日

令和2年8月4日